

無産者の立場より見たる陪審制度

大正十二年五月『解放』所載

多年の懸案たりし陪審法案は遂に議會を通つた。不日法律として發布せられ、實施せらるるに違ひない。

元來陪審制度は議會制度と並んで、デモクラシー政治の兩翼を成すものである。從來官僚に依つて壟斷されて居た立法權が議會制度樹立の結果として『民意の代表者』たる議會の手に移つたと同じ様に、今まで官僚裁判官の手に獨占せられ執行されて居た司法權が一般庶民の干與の下に行はれる様になる、それが即ち陪審制度である。成程、陪審制度、殊に今回採用されたやうな刑事陪審の制度は、獨り刑罰法規に觸れた或る例外的の人々にとつてのみ直接利害關係があり、従つて議會制度の如く一般人民の利害にとつて甚しく緊密直接の關係はないとしても、民權が段々と擴大して漸次に官僚の權力を侵蝕してゆく現象たるの點に於て、二者の間に甚しき相似點の存することは素より言ふまでもない。唯議會制度の侵蝕するものは官僚

の立法權であるに反し、陪審制度の侵蝕せんとするものは司法權である、と云ふ一點に於て差別があるに過ぎない。

然るに、嘗て議會開設の爲めに身命を賭してまでも奮闘した人々及び其後繼者たる現代吾々の同胞は、今日陪審制度が議會の問題となり、又今將に制度の上に實現されて吾々の間に行はれやうとして居るにも拘らず、殆ど之に向つて何等の注意をも拂つて居ない。成程一二の學者乃至政論家は之を論じた。新聞紙の論說欄も亦多少之を取扱つた。けれども輿論は終に起らなかつた。一般庶民は陪審制度の何物なるかに付いて何等の知識を有せず、彼等の中の多少教育ある者と雖も、陪審法案が終に議會を通過したと云ふ事實に付いてすら正確なる知識を持つて居ない。其昔議會開設の爲めに血を沸かした吾々日本國民も、今やデモクラシー政治の残りの一翼たる陪審制度が將に成らうとするに際し、之に向つて何等の熱心をも示す所がない、彼等はすべて極めて冷淡である。彼此時を距つること僅かに四十年、しかして民心の冷熱かくの如くに甚しき差異あるは果して何故であらうか？ 人或は之を目して現代日本人

の政治に冷淡なる一般傾向の一表現に過ぎないと云ふ。さうして此機會に於て又一般國民の國事に不熱心なることを非難しようとする。

成程、現代日本人の國事に不熱心なることは極めて明瞭な事實である。けれども、それが果して非難せらるべきことなりや否やを定める前に、吾々は先づ其所謂『國事』の意義如何を明かにせねばならない。何故なれば、今や一般庶民は嘗て其すべての望みをかけた『國家』に向つて甚しき失望と不信用とを示して居るのだから。

私は、之より以下陪審制度が果して現代一般庶民の司法制度に對する不満を醫癒するに適當なる制度なりや否やを検討して、一般國民の此の問題に對する不熱心の由つて來る所以を考察して見たいと思ふ。

二

從來刑事裁判は國家的規範たる刑罰法令のみを規準として行はれて居た。無論、刑法理論最

近の發達は漸次に裁判官の自由裁量を容るべき範圍を擴張せしむるの傾向がある。而して、裁判官も亦彼の裁判を受くべき被告人と同じ社會に同じ様な日常生活を営みつゝある「人間」である以上、かくして『社會』的要素乃至人間的要素が漸次に裁判の上に濃厚なる影を投ずるに至るのは極めて自然である。けれども、職業的裁判官は畢竟一種の官僚に過ぎない。彼等は憲法上其地位を保證せられ、従つて濫りに行政系統の權力に依つて干渉を受けることはな
いとしても、一の職業者として尙稍ともすれば一般庶民と思想的に分離するの傾向あるは蓋し當然であつて、所謂『司法官の化石』はかくして生まれるのである。此故に人々は、眞に社會に行はれつゝある社會的規範を生きながら參酌することに依つて、眞正なる合社會的の裁判を行はしめむが爲めに、陪審制度の採用を主張する。さうして社會人としての陪審をして直接裁判の上に社會的意見を述べしむることに依つて國家の裁判を社會化せむと考える。

此陪審制度の採用に依つて『裁判の社會化』を計らむとする思想は、現在司法權を獨占しつゝ自己のみが恰も唯一の社會的正邪を判断すべき資格あるものゝ如くに自惚れて居る司法官

諸公にとつて、極めて意味深き教へを含んで居る。而してこの意味に於ては私も亦一の陪審賛成論者であつて、其主旨を言現はさんが爲めに嘗て新聞紙上に於て「官僚より見れば單なる愚民としか見えないかも知れぬ。併し毎日々々種々な商賣に従事して自然に人間生活を經驗した多數の人々の「人間」としての判断は、之を「學校より官廳へ」の單純な容易な順潮な生活を營んだに過ぎぬ官僚諸公の判断に比すれば——理窟は兎に角として——より多く「人間的」妥當性を含んで居る。自ら豊富な理智を藏しつゝ、低く謙遜して事を「人間」の判断に聽く。其所に眞の司法官の心掛があり、陪審制の根本精神がある」と主張した。而して又「理智のみを標準として批評すれば、現在の裁判は——時々起る僅の誤判を除く外——大體に於て公平のものと云ひ得やう。又更に單純な専門的理智を離れて世俗的常識的に判断して見ても現在の裁判の多數は必ずしも不當だとは云ひ得まい。否寧ろ大多數は正當なりと見るのが公平な見方であらう。乍併、それは司法官の自ら誇る理智のみ力ではなくて、彼等も亦吾々と同じく「人間」なるが故に得らるゝ結果に過ぎない。司法官も幸ひ吾々と同じく「人間」なるが故

に、其裁判が大體吾々の『人間性』を満足させるのである。乍併、縱令例外的なるにせよ、裁判官が其理智のみを頼りにして誠心誠意與へた所の裁判が一般世俗の人間性に適合しない場合があるとすればどうだらう。僅かに學校教育と狭い生活經驗と貧弱な一般教養との持主に過ぎない司法官——無論それは司法官に限つたことではないが——は、此際果して輿論を蔑み世俗を嘲りつゝ自ら獨り高く居ることが出来るのだらうか。否。此際彼等の最も力むべきは争ふべからざる『人間』の要求を靜かに聽いて自ら謙遜し自ら反省して身の足らざるなきやを憂ふべきである』と云ふ意味の議論を公にしたことがある。而して此の意味に於て私は今日も尙立派な陪審賛成者である。

けれども、私は今日所謂デモクラシーなるもの一般に向つて甚しき疑念を抱き、議會制度に向つて極度の失望を感じつゝあると同じ意味に於て、陪審制度の價値に付いても亦甚しき疑問をもつて居る。人民すべての爲めに『自由』と『平等』とを確保すべく無限の望みをかけられた議會は、遂に或る僅少範圍の人々の手に壟斷されて、反つて『適法』に『平和』に或る他の人々

を壓迫すべき機關となり終つた。それは今日決して一般人民の爲めに自由と平等とを確保すべき機關となつて居ないのである。

三

嘗て國權が封建的君主と其官僚との手に壟斷されて居た時代があつた。彼等の専制の下に抑壓されて居た人民は、『國家』の名に於て國權を彼等の手中に奪ひ去つた。さうして其『國家』は國民全體より成る一個の有機的實在であつて、國權は其の手中にあるのだと考へた。

さうして、共和國にあつては議會が、又立憲君主國にあつては國王と議會とが共同的に、彼等を代表する『國家』の機關として國權を行ふのだと考へた。人々はかくして國權が國王より國家の手に奪ひとられたるとき、其所に『自由』にして『平等』なる理想の世の中が生まれ出るのだと空想したのである。

けれども、其後幾何もなくして、其所謂『國家』も實は或る僅少なる人々の機關に過ぎない

と云ふ事實が曝露された。『國家』の名の下に國王の手より奪ひ去られたる權力が實は今や其の僅かなる人々の手中に壟斷せらるゝに至つたことが見出された。美しき名のデモクラシーが生まれても、被抑壓者は依然として其の抑壓を脱することが出来ない。法律學者出て哲學者現はれて極力國家の有機的一體たる所以を論證せんとした。けれども抑壓者と被抑壓者との對立狀態としての現實的社會は終に此の理論的なる概念的國家を否定し去らなければ已まない。茲に於てか、眞の『自由』と『平等』とに憧憬する人々は最早デモクラシー國家に向つて何等の望みを囑することなく、従つて又其議會から何物も期待しないのである。所謂デモクラシー的國家と其議會とは嘗て國王の專制を打破すべき手段として立派に其役目を果したけれども、今は反つて或る人々の或人々を抑壓する制度となり機關となり終つた。被抑壓者は今や『社會』の名に於て『國家』の權力壟斷を否定し去らんとして居る。

封建的君主の專制に對抗する意味に於て國民は一個の統一的陣營を成して居たけれども一度デモクラシーの捷利に因る『國家』の確立に依つて權力が『國家』の手に移つたとき、さうし

て最早敵として戦ふべき専制君主の存在せざるに至れるとき、國民はいくばくもなくして二個の陣營に分れて相對立するに至つた。而して國家的權力がすべて其一の陣營に依つて壟斷せらるゝに至つたとき、佛蘭西革命的デモクラシーと其議會制度とは既に全く其本質的精神を失つたのである。

此意味に於て議會制度は制度そのものとして既に過去のものである。而して私は陪審制度も亦同じ意味に於て既に過去のものだと言張したのである。それは専制君主と其官僚とに依つて獨占せられたる司法權を人民の手に奪はんとする制度である。嘗て對専制君主の關係に於て熱狂しつゝ、固く團結して居た國民は、其思想に於て又其利害に於て大體統一をもつて居た。従つて彼等の中の何人かをして裁判に干與させさへすれば、會々其人の何人なるかに依つて甚しき差異を生ずることなしに、國民の自由はすべて自ら確保されると考へることが出来た。而して陪審制度の政治的效用は實に茲に發揮されたのである。

けれども、愈々デモクラシーの確立した今日、同じ一個の有機的實在を成すものだと考へ

られて居た「國家」は最早事實に於て二の對立した陣營に外ならぬことが發見された。さうして國民の中甲の美とするもの乙は之を醜とし又乙の善とするもの甲は之を惡とするの事例は日常頻々として吾々の認識し得る所となつた。時代は最早かくの如くに變化したのである。して見れば、今日陪審員名簿の中から偶然に選出された或る陪審員をして偶然或る事件の陪審官たらしむることは、それ自身必然に甚しく不公平な結果を生み出す虞れがあると言はねばならない。何となれば、其際選出された陪審員の多數が會々其具體的事件は惡なりと判斷したとしても、それは決して國民の多數も亦同じく之を「惡」なりとすることを推論せしめないからである。嘗つて對專制君主の關係に於て人民の團結したる時代にあつては人民の代表者たる陪審員は能く人民の自由を確保することが出來た。さうして統一したる民心は、偶々何人が陪審員となるかに依つて甚しき不公平を生ぜしむることなく、又假りに之ありとするも從來對專制君主の關係に於て彼等の感じたる不滿がかくして救濟されたことは能く彼等をして此種の不公平を忍ばしむることが出來たのである、然るに今日も早や其時代ではな

い。

殊に、今回議會を通過した陪審法案は陪審員たり得る者の資格を或る種の有産者に限つて居る。而かも現在の社會は明かに有産者と無産者との對立状態を示して居る。而して彼等は互に利害を異にするのみならず、善惡美醜に關する判断をすら同じくして居ない、かくの如き社會に於てかくの如き陪審法を行ふことに因つて生ずべき結果の不當なるは何人も容易に之を想像することが出来る。無産者は今日のデモクラシー議會に依つて何物をも與へられざるが如く、陪審法に依つても亦何物をも與へられないのである。

四

それは、一九一四年七月三十一日歐洲大戰が今將に其火蓋を切らうとして居た日の夕刻であつた。其月初め此方將に開始されんとして居た戰爭を國際社會主義の立場から極力防止せんとして、「反逆者」「公敵」其他あらゆる罵聲を浴び乍ら南船北馬能く同志と共に奮闘して居

たフランス CGT の巨頭 Jean Jaurès は、此日も亦終日政府當局を説いて參戰の決意を翻さしめんと努力した。夕景「ユマニター」紙の事務所に歸つて忙しく仕事をとつた彼はやがて同僚と共に近くの小料理店に靜かな晚餐をとつた。食後かれは仲間の一人が其友人から示された子供の寫眞を覗き見ながら愛憎よく其子の齡をきゝなどした。

所が其の平和な瞬間である。突然「愛國者」の魔手が料理店の窓から現はれた。そして其手に握られた拳銃は正にジョーレスの後頭をねらつた。彈丸は飛んだ。果して彼を打つた。さうして此の尊敬すべき平和の使徒はそのまゝ前に斃れて再び蘇生らなかつた。

其「愛國者」は頓て捕はれた。それは白面無名の一青年に過ぎなかつた。けれども、大戰四年の間民心の愛國的統一を破ることを恐れたフランス政府は此の「愛國者」を未決監内に封じたまゝ、之を公判に附することを敢てしなかつた。けれども、一九一八年戰爭が遂に聯合國の決定的勝利を以て終つたとき、而してフランス國內がすべて戰勝の光榮に酔ひ、愛國の精神に燃え上つたとき、政府は遂に公判を開くべく決意した。無論其公判には陪審員が附けら

れた。而して其の陪審員も亦すべてフランス國民の一員として戦勝の光榮に酔つて居た。愛國の精神に燃えて居た。彼等の面前に置かれた被告人は殺人者である。けれども、彼は今彼等フランス人に向つて最大の光榮を與へた所の此大戦を豫め防ぎ止めようと努力した「反逆者」「公敵」ジョーレスを斃した「愛國者」である。彼等がどうしてか能く彼を刑することが出来よう。彼等は果せる哉遂に「無罪」の評決を與へたのである。

愛國者たる殺人者は遂に陪審官の愛國的精神に依つて救はれて釋放された。彼は欣々然として彼の家庭に歸つた。けれども、翌日其報が一度フランス全國に傳はつたとき、フランス労働者は一蹶に立つて陪審官を攻撃した。さうして、すべての都會に於ては盛なる示威運動が行はれた。

其結果釋放された「愛國者」は遂に民衆の襲ふ所となつて、國外に逃がれ去つた。彼は國家に依つて無罪を宣告された。けれども、民衆の陪審に依つて終に追放に處せられたのである。私は當時恰もフランスに在つて目の當り此事件を見た。さうして陪審制度の時代は既に過

き去つたと云ふことを深く／＼考えさせられたのである。

五

過去に於て、社會主義者も亦陪審制度の採用を要求した事例はある。

例へばスウェーデンの労働組合聯合は一八八二年の綱領中に陪審制度の採用なる一項を加へ、又一八九七年同國の社會民主労働黨は同一の要求を綱領の中に加へて居る。

けれども、陪審制度は結局に於てブルジョアのデモクラシー國家の物たるに過ぎない。それは專制君主と其官僚との手より司法權を奪はんとして生まれたものである。而して、それ自身として此制度は明かに其の目的を達した。従つて、ブルジョアのデモクラシー國家としては、議會と同様少くとも此陪審制度を有することが體面上必要なのである。けれども、嘗て此制度が現はしたと同じ效能を今や全く態様を異にするに至つた現代の社會に付いても亦同様に期待することは極めて愚だと云はねばならない。今日、吾國の國民が司法權に對して抱

きつゝある不満は、決して此の制度に依つて取り除かれるものではない。何となれば嘗て此制度に依つて取除かんとした不満と今日抱かれつゝある不満とは全然其種類を異にして居るからである。

今日、一般國民が刑事裁判に對して放ちつゝある不平の聲は所謂人權蹂躪の非難である。檢事横暴の攻撃である。而して又無産者の立場よりすれば、所謂官選辯護人制の不備は最も攻撃せらるべきものとする一でなければならぬ。此等の非難を除くが爲めに考究すべき先づ第一の事柄は言ふまでもなく人權蹂躪乃至誤判に對する國家賠償責任の問題である。又次に考究されなければならぬ緊急事項は起訴制度の改善である。吾々は今日名もなき無産階級の犯罪人が十把一束に捕縛せられ、起訴せられ十分の辯護もなしに裁判せられて獄に投ぜらるゝを見る。然るに同じ吾々は他方に於て有産者權力者の犯罪は刑事政策的起訴猶豫なる美名の下に暗々裡に免され終ると云ふ許すべからざる不正の事實を目撃する。嘗て專制君主の暴政的司法制度に向つて放たれたと同じ攻撃は今や此檢事の不正なる有産者乃至權力者庇護

に向つて放たねばならないのである。

然るに、政府は陪審制度なる過去の空しき美名を追ふことにのみ熱心であつて、此の現實の不正を救ふべく何等の努力をもして居ない。ブルジョアのデクラシー國家の病弊はかくして明かに現下の吾國政治の上に現はれて居るのである。

翻つて更に無産者の立場を考へよう。有産者は今や陪審制度の樹立に依つて一層其地位を改善することが出来た。彼等は優秀なる辯護士に依頼して陪審官の前に幾多の有利なる辯護を爲さしむることが出来るであらう。かくして陪審官を動かすことに依つて刑を免るべき機會は今や彼等の爲めに甚しく増加したのである。之に反し、無産者には到底其の同じことが出来難い。それのみではない。従來とても無産者は満足な辯護人を依頼することすら出来ずに居るのだ。彼等は僅かに官選辯護人の不親切な形式的な辯護を受くべき機會を與へられて居るに過ぎないのだ。若しも今日政府にして無辜の民を救はんとするの誠意あらば、彼が今や陪審制の爲めに費さんとする數百萬の國費を以て、此等の憐むべき貧困なる被告人の爲め

に完全なる無料辯護の制度を確立すべきである。

然るに、今の政府は空しき名の爲めに數百萬の國費を浪費しようとして居る。さうして眞に今日救はれねばならぬ病弊を除去すべく何等の努力をもして居ない。是れが果して善き政治であらうか。美しき國家の爲すべき所であらうか？

私は近日改めて國家賠償問題、起訴制度の改善其他司法制度全般の改革を論ずる豫定であるが、取り敢えず茲に今日陪審制度を採用することは現實問題として全く無意味であり、且反つて有害であることを論じて置く次第である。

大正十二年 七月 一日印刷
 大正十二年 七月 三日發行
 大正十二年 十二月 一日十版

震災版

定價金貳圓六拾錢



用効の噓

著者 末弘 巖太郎

發行者 東京市芝區愛宕下町一丁目一番地
 山本 英

印刷者 東京市小石川區久堅町一〇八番地
 東 勇 治

發行所

電話芝 一六三八號
 二八五四號
 四三〇三番

東京市芝區愛宕下町一ノ一

改 造 社

撰替東京八四〇二番